

○鳥取市債券運用指針

(目的)

第1条 市の基金に属する現金を確実にかつ効率的に運用するために、債券の運用に関する基本的事項を定める。

(運用対象基金)

第2条 運用の対象となる基金（以下「運用対象基金」という。）は、定額運用基金を除いたすべての基金とする。

(運用の優先順位)

第3条 債券の選択に関わる判断の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 安全性（元本が確実に保全されていること。）
- (2) 流動性（将来の資金需要に即応できること。）
- (3) 効率性（安全性及び流動性を確保した上で、利益を追求すること。）

(運用戦略)

第4条 信用リスク、価格（金利）変動リスク、流動性リスクを抑制し、適正な計画・管理に基づき、確実にかつ効率的な運用方法を選択する。

(債券の保有期間)

第5条 債券は、価格変動リスクを回避するため、原則満期償還期限まで保有するが、流動性、効率性を勘案し、途中売却できるものとする。

(運用対象債券)

第6条 運用の対象となる債券は、元本償還が確実な国債、地方債、地方金融機構債又は政府保証債とする。

(債券の取得価格)

第7条 債券の取得価格は、額面以下（アンダーパー）のものとする。ただし、効率性を重視し、最終的な受取利息の総額が、額面価格と取得価格の差額を上回る場合においては、この限りではない。

(債券の購入先)

第8条 債券の購入先は、原則として市内に支店、支所または出張所を設置している金融機関および県内に支店を有する証券会社の中から選定する。ただし、発行機関から直接購入できるものについてはこの限りではない。

(債券の購入方法)

第9条 基金の運用できる金額の範囲内で行う。債券額面及び取得価格、償還期間、利回り等を総合的に勘案し、購入先が提示する債券の中から、最も有利な取引により購入する。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、債券の運用に必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成27年5月15日から施行する。
- 2 この指針は、平成28年3月9日から施行する。